

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同分科会の設置について

分科会等名： 総合微生物科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会 基礎医学委員会 臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	微生物は、有用微生物、病原微生物、およびどちらにも分類できないその他の微生物に分けられる。どの微生物分類にも、まだ知られていない数多くの微生物が存在している。地球上には予測もできない能力をもつ微生物が存在し、微生物の力は計り知れない。 <u>一方、微生物は分子レベルでの生命の基本を理解するためにも極めて重要であるとともに、自然環境の理解のためにも不可欠な生命である。</u> そこで新規微生物の発見につとめるとともに、 <u>基礎微生物学の推進をはかり、微生物の能力を知り、微生物と人類との関わり合いを広く深く探求することは、人類の文化をより豊かに発展させることに大きく貢献するはずである。</u> 従って、この分科会は、病原微生物を含むすべての微生物の研究を多方面から総合的に展開することにより、基礎から応用に至るすべての局面で、人類の文化に対する微生物の貢献を明らかにすることを目的としている。
4	審議事項	(1)新規微生物の発見に関する審議 (2)微生物の増殖・生活環に関する研究展開についての審議 (3)微生物の新たな能力開発に関する審議 (4)微生物と宿主との関わり合いに関する審議
5	設置期間	時限設置 平成 年 月 日～ 年 月 日 ○常設
6	備考	※設置目的の変更 設置目的に基礎微生物の推進を加えた。これは前期にも含まれていたものであるが、より明確にした。